

カードローンカード規定

第1条（カードの発行）

- 〔香川〕カードローンカード（以下「カード」という）は、〔香川〕カードローン契約書（以下「ローン契約」という）にもとづいて当行が発行するものとします。
- カードの発行にあたっては、当行が定めるカード発行手数料をいただきます。

第2条（カードの利用）

- 当行ならびに当行が現金自動預入支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」という）の現金自動預入支払機を使用して当座貸越口座から当座貸越金を借入れる場合（以下「借入れ」という）に利用することができます。
- 当行の現金自動預入支払機を使用して当座貸越金の返済をする場合（以下貸越金の返済を単に「入金」という）に利用することができます。
- 当行および提携先のうち当行が現金自動預入支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関の現金自動預入支払機を使用して振込資金を借入れし、振込の依頼をする場合に利用することができます。
- 当行の現金自動預入支払機を使用して借入れを行い、同時に当行所定の預金口座に通帳を使用して預入れをする場合に利用することができます。
- その他当行所定の取引をする場合に利用することができます。

第3条（現金自動預入支払機の利用手数料等）

- 現金自動預入支払機を使用して借入れを行う場合には、当行および提携先所定の現金自動預入支払機利用手数料（以下「手数料」という）をいただきます。
- 前項の手料は借入れ時に当座貸越の払戻請求書なしに自動的に貸越を行います。なお、提携先の手料は当行から提携先に支払います。
- 当行の現金自動預入支払機を使用して振込をする場合には当行所定の振込手数料を、また振込提携先の現金自動預入支払機を使用して振込をする場合には振込提携先所定の振込手数料を当座貸越の払戻請求書なしに自動的に貸越を行います。なお、振込提携先の振込手数料は当行から振込提携先に支払います。

第4条（現金自動預入支払機による借入れ）

- 現金自動預入支払機を使用して当座貸越金の借入れを行うときは、現金自動預入支払機にカードを挿入し、届出の暗証と金額を画面表示等の操作手順に従って操作してください。この場合、当座貸越の通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- 現金自動預入支払機による借入れは、現金自動預入支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの借入れ金額は当行（提携先の現金自動預入支払機使用の場合は、その提携先）が定めた範囲内とします。
- 現金自動預入支払機を使用して借入れる場合、借入れ額と手数料との合計額が借入れ可能な金額を超えるときは借入れることができません。
- 現金自動預入支払機（提携先の現金自動預入支払機を含む）による1日当たりの借入れ累計限度額は当行の定める金額とさせていただきます。

第5条（現金自動預入支払機による入金）

- 現金自動預入支払機を使用して入金をする場合には、現金自動預入支払機にカードを挿入し、現金自動預入支払機の画面表示等の操作手順に従って、現金を投入して操作してください。
- 現金自動預入支払機による入金は、現金自動預入支払機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回当りの入金は、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

第6条（現金自動預入支払機による振込）

現金自動預入支払機を使用して振込資金を借入れし、振込の依頼をする場合には、現金自動預入支払機にカードを挿入し、現金自動預入支払機の画面表示の操作手順に従って、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における当座貸越の借入れについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

第7条（現金自動預入支払機による振替入金）

- 現金自動預入支払機を使用して、振替入金をする場合には、現金自動預入支払機にカードおよび振替入金口座の通帳またはカードを挿入し、現金自動預入支払機の画面表示等の操作手順に従って、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。

この場合における当座貸越の借入れについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

- 現金自動預入支払機による1回あたりの振替入金は当行所定の金額の範囲とします。

第8条（現金自動預入支払機故障時の取扱い）

やむを得ない事由による通信機器、回線等の障害によって、振込が遅延した場合、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

第9条（カードによる取引金額等の通帳記入）

現金自動預入支払機または当行の窓口でカードにより取引した金額および手数料の記入は、通帳を当行本店窓口へ提出されたときまたは当行の現金自動預入支払機によって行います。なお、現金自動預入支払機による借入れ額と手数料は、当行所定の方法によって記入します。

第10条（カードの紛失・届出事項の変更等）

- カードを紛失されたとき、または、氏名、住所、暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに本人から書面によって口座開設店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 前項の届出の前に、カードを紛失した旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって口座開設店に届出てください。
- カードを紛失された場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

第11条（暗証の照合等）

- カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は他人に知られないようにしてください。
- 現金自動預入支払機によりカードを確認し、現金自動預入支払機操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ当座貸越の借入れを実行しましたうへは、カードまたは、暗証につき、偽造、変造、盗用、その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行および提携先は責任を負いません。ただし、この借入れが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について本人の責めに帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。

第12条（現金自動預入支払機への誤入力等）

現金自動預入支払機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の現金自動預入支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

第13条（カード期限）

規定に定める当行との約定によりローン契約が終了する場合は、その時からカードは無効となり以後一切使用できません。

第14条（解約時）

- この取引の解約または終了に際しては、カードを口座開設店に返却してください。
- カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを口座開設店に返却してください。

第15条（譲渡質入等の禁止）

カードは譲渡、質入または、貸与することはできません。

第16条（規定の変更）

この規定が変更された場合には変更後の規定に従ってください。

第17条（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、ローン契約および香川キャッシュカード規定に従って取扱いたします。